

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成20年8月25日

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき、「**(仮称) 中幸町3丁目再開発計画」に係る条例環境影響評価書**の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	 ・東京都港区浜松町2丁目4番1号 オリックス不動産株式会社 住宅開発事業第二部 部長 亀井 義昭 ・東京都港区北青山1丁目2番3号 株式会社レアルシエルト 代表取締役 新山 勝己 ・東京都港区白金1丁目4番14号 株式会社トーワ綜合システム 代表取締役 山﨑 次男
	指定開発行為の名称	(仮称) 中幸町3丁目再開発計画
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設(第2種行為) 住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区中幸町3丁目16番4号ほか
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	区域面積:3,852.07 ㎡ 計画人口(計画戸数): 899 人(295 戸) 建築計画 最高高さ:114.61m 延べ面積:34,907.67 ㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定: 平成21年 4月 完了予定: 平成23年10月
	環境影響評価の手続経過	平成19年12月19日:条例環境影響評価準備書公告 平成20年 2月27日:条例見解書公告 平成20年 7月17日:条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間	平成20年8月25日(月)から 平成20年9月24日(水)まで 土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。ただし、幸区役所では、 第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。
	縦覧場所及び時間	川崎市:川崎区役所、幸区役所及び本庁(環境局環境評価室) (午前8時30分から午後5時まで) 横浜市:鶴見区役所及び横浜市役所(環境創造局環境影響評価課) (午前8時45分から午後5時15分まで) 大田区:六郷特別出張所、羽田特別出張所及び大田区役所(環境保全課)(午前9時から午後5時まで)
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm